

第 2 章

障害者及び障害者を取り巻く現状

第2章 障害者と障害者を取り巻く現状

第1節 人口と障害者の動向

1 人口に占める障害者（手帳所持者等）の割合

区分\年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
人口	129,749人	128,478人	127,002人	125,662人	124,419人
対人口比率	4.50%	4.53%	4.67%	4.86%	5.00%
合計	5,844人	5,818人	5,925人	6,113人	6,219人
身体障害者	4,353人	4,260人	4,305人	4,386人	4,415人
知的障害者	762人	787人	813人	842人	865人
精神障害者 (自立支援医療受給者数)	729人	771人	807人	885人	939人

人口：住民基本台帳人口

- ※1 人口は、各年3月末現在の住民基本台帳人口
- ※2 身体障害者数は、各年度とも年度末現在の身体障害者手帳所持者数
- ※3 知的障害者数は、各年度とも年度末現在の療育手帳所持者数
- ※4 精神障害者数は、各年度とも年度末現在の自立支援医療受給者数
(入院者数は把握が困難なため未調査)

2 障害者の国・県の状況（手帳所持者数）

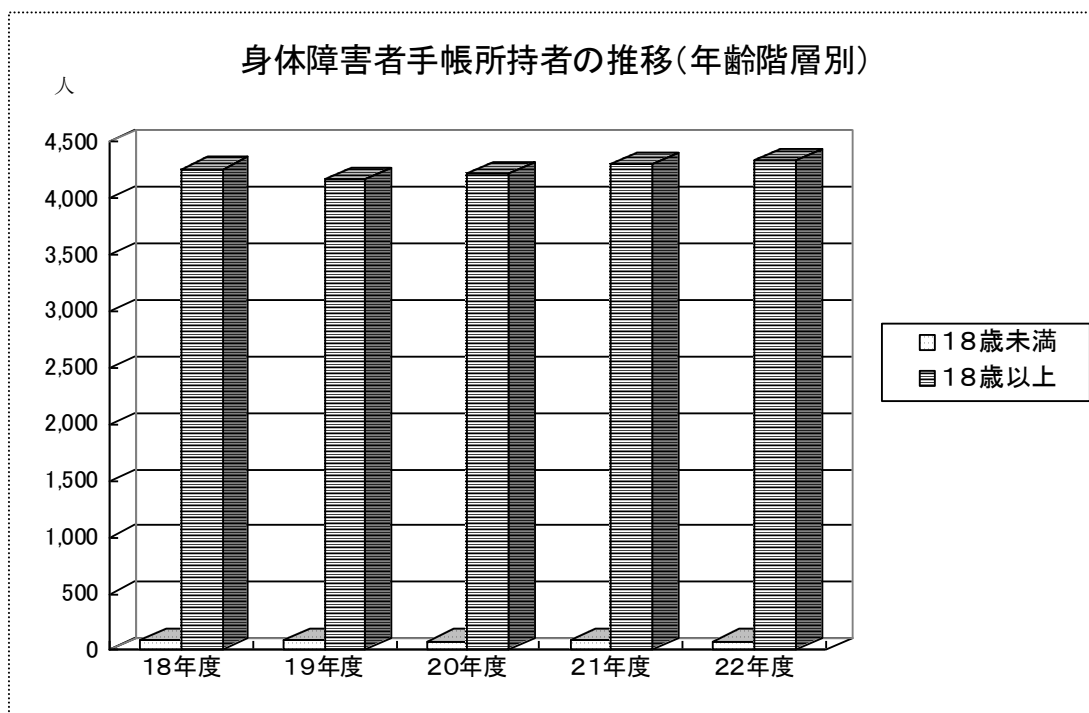
	身体障害者	構成比	知的障害者	構成比	計
国全体 (平成21年度)	人 5,107,947	% 86.2	人 816,548	% 13.8	人 5,924,495
県全体 (平成21年度)	人 66,731	% 85.2	人 11,637	% 14.8	人 78,368
桐生市 (平成22年度)	人 4,334	% 83.4	人 865	% 16.6	人 5,199

第2節 身体障害者の動向

1 障害児・者別

身体障害者手帳所持者数は、平成23年3月31日現在4,415人で、平成18年度から平成19年度の1年間で93人の減少が見られるが、全体の流れとしてはゆるやかな増加傾向となっている。

区分\年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
人 口	129,749 人	128,478 人	127,002 人	125,662 人	124,419 人
対人口比率	3.35%	3.32%	3.39%	3.49%	3.55%
合 計	4,353 人	4,260 人	4,305 人	4,386 人	4,415 人
18 歳未満	92 人	86 人	82 人	86 人	81 人
18 歳以上	4,261 人	4,174 人	4,223 人	4,300 人	4,334 人



2 障害部位別

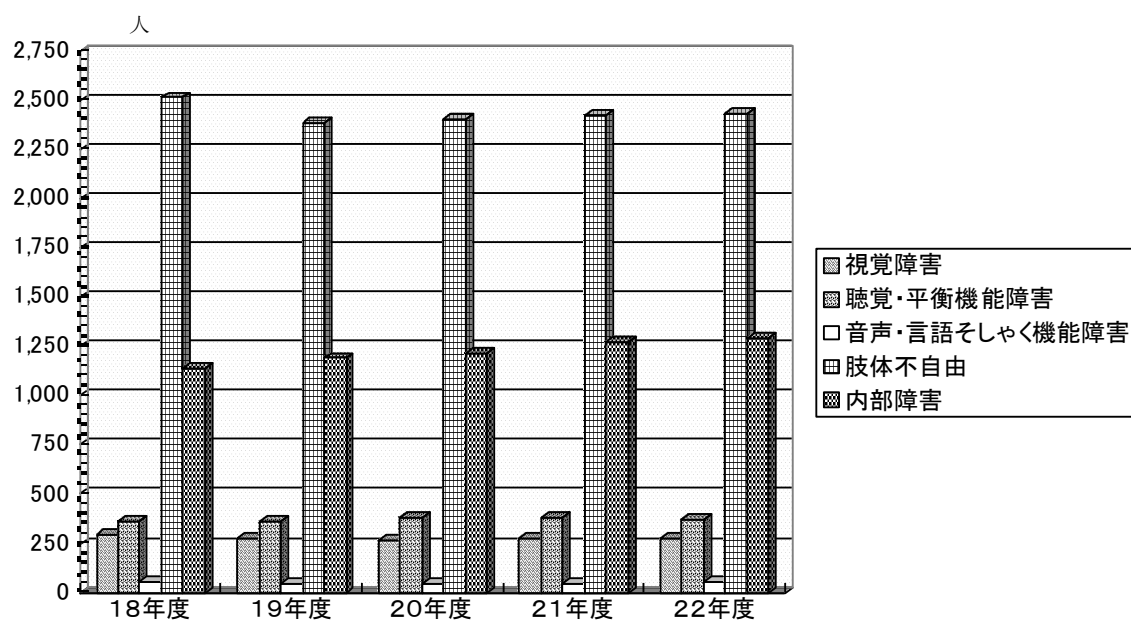
障害の部位別の統計では、肢体不自由が2,432人で最も多く、全体の55.1%を占めています。その構成を見ると、内部障害は年々増加する傾向にありますが、他の障害はおおよそ横ばいの状況が続いています。

(単位：人)

区分\年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
合 計	4,353(92)	4,260(86)	4,305(82)	4,386(86)	4,415(81)
視覚障害	292(1)	275(2)	266(2)	272(2)	271(2)
聴覚・平衡機能障害	364(11)	362(15)	376(14)	378(14)	374(14)
音声・言語そしゃく機能障害	54(0)	49(1)	49(0)	48(0)	51(0)
肢体不自由	2,510(54)	2,385(47)	2,403(46)	2,422(53)	2,432(50)
内部障害	1,133(26)	1,189(21)	1,211(20)	1,266(17)	1,287(15)

※ () 内は内数で18歳未満

身体障害者手帳所持者の推移(障害部位別)



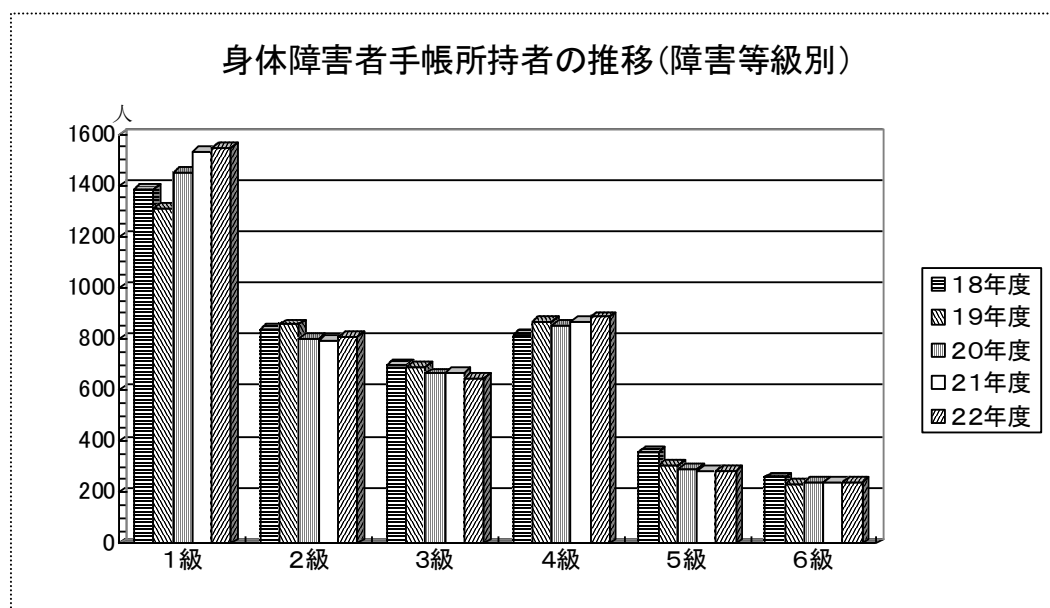
3 等級別

等級別の統計では、1級が最も多く、全体の35.1%を占めています。構成を見ると、1・4級は増加となっておりますが、他の級は減少する傾向が見受けられます。

(単位：人)

区分\年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
合計	4,353(92)	4,260(86)	4,305(82)	4,386(86)	4,415(81)
1 級	1,382(39)	1,311(35)	1,453(42)	1,534(43)	1,548(41)
2 級	837(18)	856(14)	801(14)	796(13)	807(15)
3 級	700(25)	689(22)	664(13)	667(14)	648(16)
4 級	816(7)	866(8)	855(6)	866(8)	887(4)
5 級	358(0)	305(1)	291(1)	285(2)	284(1)
6 級	260(3)	233(6)	241(6)	238(6)	241(4)

※ () 内は内数で18歳未満

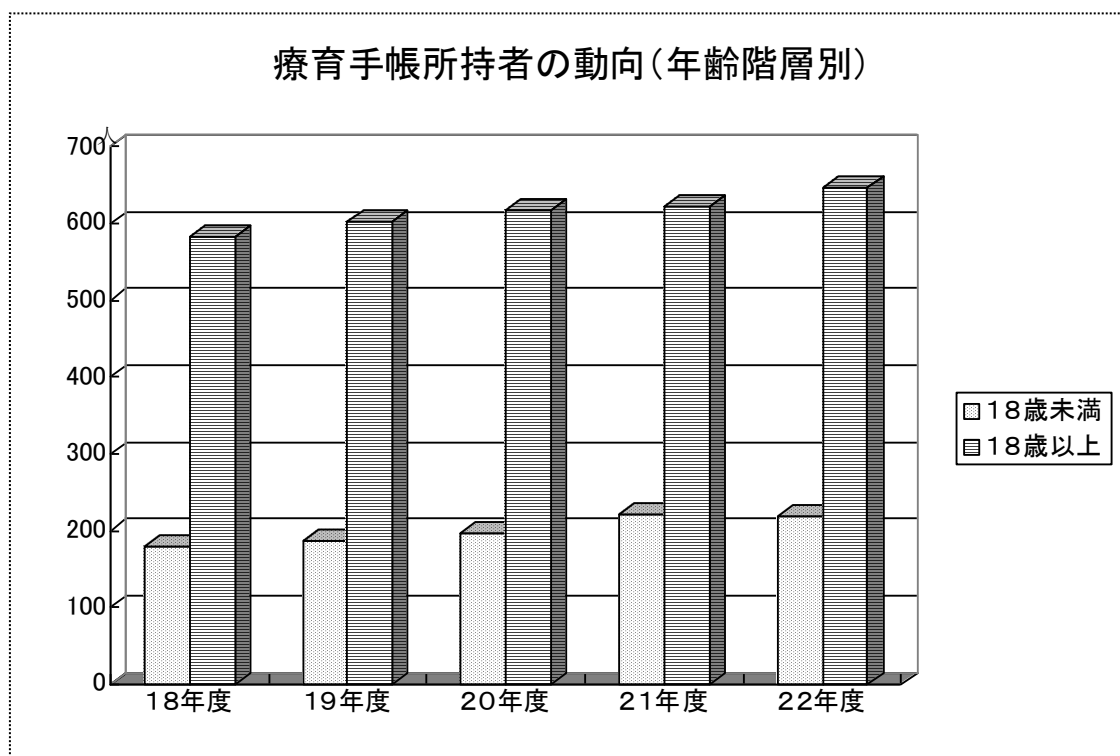


第3節 知的障害者の動向

1 障害児・者別

療育手帳所持者数は、平成23年3月31日現在865人で、市人口の0.70%を占めており、人数・人口比ともに増加傾向にあります。

区分\年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
人 口	129,749 人	128,478 人	127,002 人	125,662 人	124,419 人
対人口比率	0.59%	0.61%	0.64%	0.67%	0.70%
合 計	762 人	787 人	813 人	842 人	865 人
18 歳未満	180 人	186 人	196 人	221 人	219 人
18 歳以上	582 人	601 人	617 人	621 人	646 人



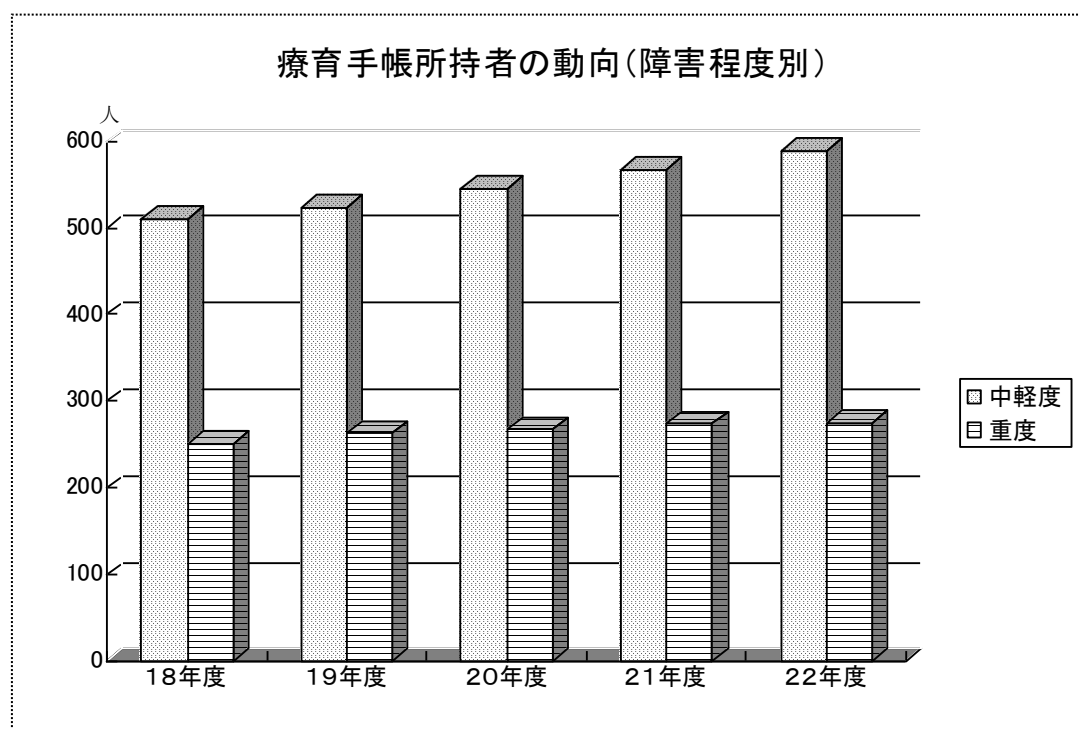
2 障害程度別

程度別の統計では、重度・中軽度ともに増加傾向が見受けられる。

(単位：人)

区分\年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
合 計	762(180)	787(186)	813(196)	842(221)	865(219)
重 度 (A)	251(69)	263(70)	267(72)	274(77)	275(74)
中軽度 (B)	511(111)	524(116)	546(124)	568(144)	590(145)

※ () 内は内数で18歳未満



なお、平成18年12月1日付けで、群馬県「療育手帳取扱要領」の一部改正があり、程度区分が下記の通り変更となりました。

障害程度	最重度	重度		中度	軽度
現行表記	A 重 (最重度の取扱いなし)	A 中		B 中	B 軽
新表記	A 1	A 2	A 3	B 1	B 2

第4節 精神障害者の動向

1 精神保健法第29条による措置入院者数

(単位：人)

区分\年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
措置数	4	6	6	7	9
解除数	4	6	6	7	9

桐生保健福祉事務所圏域における精神障害者の措置入院者数（県知事の権限で行われる。）は、増加傾向にあります。

2 精神障害者保健福祉手帳交付状況

精神保健福祉手帳制度は、精神障害者の社会復帰の促進と自立及び社会参加の促進を図ることを目的に創出され、平成7年11月1日から保健所で申請の受付を行っていましたが、平成14年4月1日から市区町村が申請受付窓口となっています。

なお、精神障害者保健手帳は、身体障害者手帳及び療育手帳と異なり、有効期限が2年間と定められているため、2年毎の更新手続きが必要となります。

(単位：人)

区分\年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
合計	287	331	339	376	425
1 級	147	173	176	196	222
2 級	100	124	134	147	161
3 級	41	34	29	33	42

3 自立支援医療受給者状況

◇939人（平成23年3月末現在）

精神医学の発達、向精神薬の開発、地域精神保健活動の進展等により、通院医療の重要性は著しく高まり、早期治療、早期退院、再発防止において相当の効果が期待できるようになりました。このため、通院医療を積極的に進めていくことが重要であり、本制度はそれを支えるものとなっています。

自立支援医療受給者は、医療費の自己負担が総額の10%となります。（健康保険での自己負担率は一般的に30%です。）所得に応じて1ヶ月の上限額が設定されます。受給者証の有効期間は、申請受理日から1年間で、更新を希望する方は有効期限の3ヶ月前から更新申請をすることができます。所得や保険証の確認も毎年必要です。

また、2年に1回、診断書の添付が必要となります。

4 精神保健福祉対策

(1) 桐生保健福祉事務所における主な精神保健福祉対策事業概要

事業名	開始年度	事業の概要
精神保健福祉相談	S45	嘱託医師等による予約制の相談、年12回
家族教室	H6	年6回奇数月に実施、H17からは薬物依存症者の家族教室として年12回実施、H22終了(こころの健康センターで実施)
精神障害者家族会結成	H7.12	わたらせ虹の会結成支援、例会等の活動支援
精神障害者共同作業所	H8	虹の作業所開設(日数増)、家族会の運営、活動支援
こころの健康相談	H16	健康づくり課による精神保健事業、18年度9回、19年度から年6回実施
自殺防止対策事業	H22	自殺防止ゲートキーパー養成研修会、自殺予防講演会を実施

(2) 精神障害者家族会「わたらせ虹の会」

桐生保健福祉事務所で実施した家族教室参加者を中心に、平成7年12月に結成。

年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
会員数	38人	41人	36人	42人	41人

(3) 地域活動支援センター「虹の作業所」

精神障害者家族会の運営により、平成8年4月に開設された精神障害者共同作業所「虹の作業所」が、桐生市保健福祉会館を会場に開設。平成13年度には、2つ目の作業所を開設し、「虹の作業所第1」、「虹の作業所第2」となった。

平成19年1月1日からは、同家族会がNPO法人の認可を受け、2つの作業所が、桐生市地域活動支援センターとして、活動しています。事業内容については、布巾の袋詰め、防塵マスクのフィルターの袋詰め作業及び菓子作り等を行っており、地域活性化事業等での物品販売も積極的に行っている。

上記の活動のほか、虹の作業所第1では保健福祉事務所等での調理実習(カレー等)や、虹の作業所第2では「2015年の公共交通をつくる会」との共同事業で、「わたらせ渓谷鐵道」への寄付金付タブレットクッキーの販売を行っている。

第5節 障害児等の就学の状況

1 特別支援学校及び特別支援学級就学者の状況

市内においては、平成22年5月1日現在、群馬県立あさひ養護学校の児童・生徒は128人、特別支援学校は186人就学しています。また、各小中学校の特別支援学級は161人です。

(単位：人)

区分\年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
県立あさひ 養護学校	114	122	129	136	128
小学部	51	52	51	58	49
中学部	33	36	38	37	33
高等部	30	34	40	41	46
児童・生徒数	10,328	10,185	10,082	9,949	9,595
合計	184	169	179	173	186
特別支援学校	27	25	29	29	25
小学部	12	12	17	16	17
中学部	15	13	12	13	8
特別支援学級	157	144	150	144	161
小学校	53	52	47	50	56
中学校	38	36	34	37	32
東小通級	66	56	69	57	73

2 知的障害児の通園状況（平成22年度資料）（単位：人）

施設名	22年度
ひまわり学園	2
つくし園	0
たんぽぽ学園	0
合計	2

3 知的障害児の市外への通学状況

(単位：人)

学校名\年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
県立渡良瀬養護学校	45	60	66	61	66
県立榛名養護学校	0	0	0	0	0
群馬大学附属特別支援学校	0	3	5	5	2
県立太田高等養護学校	10	6	7	5	9
合計	55	69	78	71	77

4 障害児の保育園就園状況及び幼稚園就園状況

(単位：人)

区分\年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
保育園	総数	3,038	2,973	2,882	2,829	2,789
	障害児	23	12	14	14	19
市立 (再掲)	総数	356	297	280	255	244
	障害児	0	0	0	0	1
私立 (再掲)	総数	2,682	2,676	2,602	2,574	2,545
	障害児	23	12	14	14	18
幼稚園	総数	400	345	300	308	293
	障害児	3	2	0	1	3

第6節 障害者の雇用・就業の状況

1 職業紹介及び登録状況

桐生公共職業安定所管内における、平成23年3月末現在の障害者の登録者は1,160人、そのうち職業紹介件数は336件となっています。

区分\年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
職業紹介状況	158件	209件	280件	360件	336件
登録者数	894人	902人	992人	1,089人	1,160人

2 民間企業における障害者の雇用状況

群馬労働局管内において、障害者雇用率が適用される常用労働者56人以上規模の民間企業に雇用されている障害者数は、平成22年6月1日現在3,375.5人で、前年と比較すると223.5人増加しており、実雇用率は1.62%となり、前年比で0.06ポイント上昇しましたが、法定雇用率の1.8%には達していない。

なお、雇用率達成企業の割合は、51.6%となり、前年に比べて4.6ポイント上昇しました。

区分\年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
企業数	886	992	1,015	997	1,029
算定基礎労働者数	178,070人	194,952人	199,721人	202,607人	208,502人
障害者数	2,699.5人	2,879人	2,997人	3,152人	3,375.5人
実雇用率	1.52%	1.48%	1.50%	1.56%	1.62%
雇用率達成企業割合	49.3%	47.2%	47.4%	47.0%	51.6%

(各年6月1日現在)

※算定基礎労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数

※障害者数とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人相当するものとしてダブルカウントを行い、重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者について、0.5人としてカウントする。

※精神障害者は、平成18年4月1日より、算定対象となった。

第7節 障害児・者施設の状況

1 桐生市総合福祉センター

(1) 各種講習会等実績

(平成21年1月以前は桐生市身体障害者福祉センターの数字)

区分\年度		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
手話通訳 派遣事業	件数	282	265	316	331	361
	人数	282	265	316	331	361
手話講習会	件数	40	40	40	50	53
	人数	678	754	629	571	873
点字講習会	件数	10	10	10	10	10
	人数	199	101	81	55	121
朗読講習会	件数	10	10	10	15	20
	人数	308	192	195	112	79
要約筆記 講習会	件数	6	6	0	3	3
	人数	30	30	0	38	32

(2) 機能回復訓練実績

区分\年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
実施延日数	224	225	219	234	221
利用延人数	3,990	3,211	3,055	2,976	2,280
嘱託医 延診療者数	134	135	146	140	118
理学療法士 延訓練者数	232	185	178	167	115

2 桐生市立点字図書館

(単位：冊)

区分\年度		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
蔵書数	点字図書	14,082	14,112	14,172	14,234	4,591
	テープ図書	35,496	36,155	36,718	37,329	22,182
	CD図書	3,687	3,865	3,992	4,155	4,612
利用 冊数	点字図書	196	190	163	164	204
	テープ図書	9,436	8,334	7,155	6,457	5,254
	CD図書	3,995	4,849	5,309	6,699	6,793

3 障害者福祉作業所

15歳以上の心身障害者で一般就労が困難な人に、通所により生活指導を行いながら仕事を提供・作業指導を行い、自立を助長します。

区分\年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
利用施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
利用者数	22人	25人	25人	26人	26人

*平成24年度から、多機能型就労支援事業所及び地域活動支援センターへ移行します。

4 障害者支援施設

自立訓練では、生活訓練やリハビリテーションを提供し、生活介護では、重度障害のある方に、主に日中の介護の場を提供、就労支援では、就業及び就労訓練の機会を提供します。施設入所支援では、生活の場を提供し、主に夜間の介護や日常生活上の支援を行います。

(身体)

区分\年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
延べ利用者数	998人	726人	702人	516人	471人
延べ利用日数		17,210日	16,691日	11,910日	11,057日

(知的)

区分\年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
延べ利用者数	998人	726人	702人	516人	471人
延べ利用日数		17,210日	16,691日	11,910日	11,057日

※ 平成18年度までは電子請求でなかったため、延べ利用日数の把握が困難。

(施設入所支援)

区分\年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
延べ利用者数	19人	81人	98人	328人	513人
延べ利用日数	512日	2,212日	2,716日	9,758日	15,184日

(生活介護・就労支援・自立訓練)

区分\年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
延べ利用者数	19人	368人	591人	1,038人	1,377人
延べ利用日数	282日	5,434日	9,445日	18,125日	24,732日

※ 平成18年4月の自立支援法の施行により、更生施設等として運営していた施設が施設入所支援等の新サービスへ移行した。(移行期限は、平成23年度末)

5 グループホーム・ケアホーム

地域で生活することを望む障害者に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において日常生活上の相談及び援助等を行うことにより、自立生活を助長します。桐生広域圏内には平成23年3月末現在で18ヶ所あります。

区分\年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
延べ利用者数	439人	472人	588人	651人	727人
延べ利用日数		14,346日	17,585日	19,174日	23,570日

6 知的障害者地域ホーム

地域で生活することを望む15歳以上の知的障害者に対し、共同生活をする居住の場を提供し、日常生活の援助をします。

区分\年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
利用施設数	7か所	6か所	6か所	4か所	0か所
実利用者数	12人	10人	10人	9人	0人

第8節 福祉サービスの状況

1 障害者自立支援法による福祉サービス

(1) 介護給付

事業名	対象者と要件			事業内容等
	対象	障害程度区分	その他の要件	
短期入所	共通	区分1以上	施設への短期の入所を必要とする障害者等	・短期間の施設入所
居宅介護	共通	区分1以上	身体介護・家事援助等を必要とする障害者等	・居宅において入浴、排泄又は食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助
重度訪問介護	身体	区分4以上	・「麻痺等」2項目以上「ある」で「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外の者	重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する者に対して、居宅において入浴、排泄、食事の介護移動介護等を総合的に行う。(児童は対象外だが、児童相談所の通知があれば15歳以上は可)
同行援護	身体 (視力)	同行援護アセスメント調査票による調査項目1から3のいずれかが1点以上であり、かつ、調査項目4が1点以上の者		・移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援(代筆・代読を含む) ・移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護 ・排泄、食事等の介護その他外出する際に必要となる援助
行動援護	知的 精神	区分3以上	自閉症やてんかん等を有する重度の知的障害者、または統合失調症等を有する重度の精神障害者で危機回避ができない者	行動上著しい困難を要し、かつ、常時介護を要するものに対し、外出時における移動中の介護等を行う。
重度障害者等包括支援	共通	区分6	I類型、II類型、III類型(詳細は別途記載※)	常時介護が必要であって、その介護の必要性が著しく高い障害者に対し、居宅介護や療育支援等のサービスを包括的に行う。
生活介護	共通	区分3以上 (50歳以上は区分2以上)	施設入所を伴う場合は、区分4以上 (50歳以上は区分3以上)	常時介護が必要な障害者に対し、主として昼間に、施設において入浴排泄、食事の介護及び創作的活動・生産活動の場の提供を行う。
療養介護	身体 (重心)	区分6以上	筋萎縮性側索硬化症(ALS)等で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者	医療と常時介護が必要な者に対して、病院等において医療や介護を行う。(医療機関における治療と併せた福祉サービス。障害児は対象外)
		区分5以上	筋ジストロフィー患者、重症心身障害者	
施設入所支援	共通	区分4以上	生活支援、生活・機能訓練・就労移行支援利用者も利用可能な場合あり。	障害者支援施設に障害者を入所させ介護等を行う。
		50歳以上は区分3以上		
共同生活介護 (ケアホーム)	共通	区分2以上		障害者が地域で暮らす準備段階の家と位置づけられ、共同生活を営む住居において、入浴、食事の介護等を行う。

*平成24年度より児童福祉法となる

児童デイサービス	障害児	5領域10項目の調査	障害児に対し、通所により日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う。
----------	-----	------------	---

(2) 訓練等給付

事業名	対象者と要件			事業内容等
	対象	障害程度区分	その他の要件	
共同生活援助 (グループホーム)	共通	区分1以下		地域において共同生活を営むことに支障のない障害者に対して、その共同生活の場において相談等を行う。
機能訓練	身体	—	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な者	利用期間：1年6か月
生活訓練	知的 精神	—	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な者	利用期間：2年間 *長期入院その他これに類する事由がある場合は3年間
就労移行支援	共通	—	就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他支援が必要な65歳未満の者	企業等での就労を希望する障害者に対して一定期間、生産活動等の場を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う。(利用期間は2年)
就労継続支援 A型(雇用型)	共通	—	企業等での就労が困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労可能な65歳未満の者	企業等に就労することが困難な障害者に対し、生産活動等の場を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労継続支援 B型(非雇用型)	共通	—	就労移行支援事業等を利用したが、企業等の雇用には結び付かない者や、一定年齢に達している者等	*A型は雇用契約を結ぶ

※重度障害者等包括支援の対象者(概ね15歳以上)

I 類型(筋ジストロフィー、脊髄損傷、ALS、遷延性意識障害)

- ①「麻痺等」4項目のいずれも「ある」
- ②「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外
- ③「寝返り」が「できない」
- ④「医療」において「レスピレーター装置あり」
- ⑤「意思の伝達」が「伝達できる」以外
- ⑥「障害程度」が「区分6」

II 類型(重症心身障害者)

- ①知的障害が最重度
- ②「麻痺等」4項目のいずれも「ある」
- ③「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外
- ④「寝返り」が「できない」
- ⑤「意思の伝達」が「伝達できる」以外
- ⑥「障害程度」が「区分6」

III 類型(強度行動障害)

- ①知的障害又は行動障害により行動上、著しい困難を有する障害者
- ②「意思の伝達」が「伝達できる」以外
- ③行動関連項目(11項目)の合計点数が15点以上
(障害児にあたっては、これに相当する心身の状態)
- ④「障害程度」が「区分6」

(3) 自立支援医療

自立支援医療費の給付	指定の医療機関で医療を受けた場合、医療費の自己負担が原則 1 割となる。 【対象者】身体障害者（一部の疾病が対象）、精神障害者
------------	--

(4) 補装具給付

事業名	対象者と要件		事業内容
	対象	その他の要件	
補装具給付事業	身体	身体障害者手帳所持者で、判定により利用可となった者 専門的知見を要する者	身体障害者（児）の身体上の障害を補完又は代替し、日常生活や就職活動を容易にするために、交付や修理を行う。

(5) 地域生活支援事業（市町村必須事業）

事業名	対象者と要件		事業内容
	対象	その他の要件	
障害者相談支援事業	共通	身体障害・知的障害・精神障害（発達障害を含む）その他心身の機能がある者であって、日常生活に必要なサービスの利用や指導を必要としている障害者及びその保護者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者福祉に関する諸問題に関して障害者及びその保護者の相談に応じ、情報提供や助言、指定業者との連絡調整を行う。 ・ 障害者及びその保護者の依頼を受けてサービス利用計画を作成するとともに、計画に基づくサービスが提供されるよう指定事業者等との連絡調整を行う。
成年後見制度 利用支援事業	知的 精神	助成を受けなければ制度の利用が困難と認められる者	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見人制度の利用が有効と認められる障害者を支援することにより、障害者の権利擁護を図ります。
コミュニケーション 支援事業	身体	手話を日常のコミュニケーション手段としている聴覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手話通訳者設置事業 社会福祉協議会に手話通訳者を設置し、聴覚障害者のコミュニケーション保障を行う。 ・ 手話通訳者派遣事業 意思疎通を図る事に支障がある障害者等に対し手話通訳者の派遣を行う。
		筆記を日常のコミュニケーション手段としている聴覚障害者（中途失聴難聴者）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要約筆記者派遣事業 意思疎通を図る事に支障がある障害者等に対し要約筆記者の派遣を行う。
		印刷物による情報を、点訳や音訳で利用している視覚障害者	市の広報や公的刊行物・図書など、点訳や音訳にして提供
日常生活用具給付事業	共通	重度障害者であって、当該用具を必要とする、要綱に定めた者	重度障害者等に対し日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図る。
移動支援事業	共通	障害者等であって、市が外出時に移動の支援が必要と認められた者。重度訪問介護及び行動援護の介護給付受給者は対象外	屋外での移動に困難がある障害者等に外出のための支援を行い、地域における自立支援及び社会参加を促す。

重度身体障害者 移動支援事業	共通	一般の交通手段を利用することが困難な重度身体及び身体障害者で介護又は介助なしでは移動が困難と認められるもの。但し、自動車税や軽自動車税の減免を受けている人は対象にならない。	リフトやスロープ付き乗用車等を運行。1回の利用が2時間以内の利用券を年間24枚以内で交付
地域活動支援センター	共通		障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する。

(6) 地域生活支援事業（その他事業）

事業名	対象者と要件		事業内容
	対象	その他の要件	
生活訓練事業	共通	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者福祉手帳の交付を受けていて、日常生活上必要な訓練指導を必要としている障害者	障害者に対し、日常生活上必要な訓練・指導等を行い、生活の質的向上を図り社会復帰を促進する。相談支援と併せて実施
日中一時支援事業	知的 身体	日中において介護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と市が認めた障害者・児	障害者に日中活動の場を提供し、見守り・社会に適應するための日常的訓練等を行い、障害者の家族等の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図る。
社会参加促進事業	共通	障害者及び奉仕員養成事業で実施する技術等の習得を希望する人	障害者の社会参加の促進を目的として、スポーツやレクリエーション、芸術文化活動、奉仕員養成事業等を実施
自動車改造費助成事業	身体	上肢・下肢又は体幹機能障害の身体障害者手帳を持ち、当該年度の市民税所得割額16万円未満の人	自動車の手動装置等の改造に要する経費に対して、100,000円を限度として補助
福祉車両貸出事業	身体	一般の交通手段を利用することが困難な身体障害者、65歳以上で寝たきりになっている人及び車椅子を利用している人	助手席が電動で半回転して乗り易く、車椅子も簡単に積むことができる、福祉車両「おでかけ号」を貸し出す。利用料は無料。但し、燃料費及び洗車料として一部負担がある。貸出期間5日以内
施設入所者 就職支度金支給	身体	障害者支援施設に入所若しくは通所している者、又は、就労移行支援事業若しくは就労継続支援事業を利用している者が、訓練を終了し、就職により自立する者	障害者支援施設に入所、若しくは通所している者が訓練を終了し、又は、就労移行支援事業若しくは就労継続支援事業を利用し、就職により自立する者に対し支給する。
知的障害者 職親委託制度	知的	心身障害者福祉センターの判定の結果、委託することが適当とされた知的障害者	知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者を職親として登録し、市町村において予め1年以内の期間を定めて職業指導を委託する。（期間の更新も可能）

2 障害者自立支援法以外の福祉サービス

事業名	対象者と要件		事業内容
	対象	その他の要件	
身体障害者等奨学 助成金給付事業	身体	身体障害者手帳1～4級又は、両親のいずれかが身体障害者手帳1～2級の交付を受けている人で、高校・高専・短大・大学・専修学校・各種学校・特別支援学校高等部に在学の人	(年額) 高校・高専(60,000円) 短大・大学(80,000円) 専修学校・各種学校(60,000円) 特別支援学校高等部(40,000円) 但し、両親のいずれかが障害者の場合には、上記の額の半額
福祉タクシー料金 給付事業	共通	身体障害者手帳1～2級、療育手帳A、精神障害者福祉手帳1級の交付を受けている者。但し、自動車税や軽自動車税の減免を受けている人は対象にならない。	市内のタクシー業者で利用できる、初乗り料金利用券を年間24枚以内交付
おりひめバス運賃 の割引	共通	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者福祉手帳の交付を受けている人	本人及びその介護人を必要と認められる場合、1人無料(利用の際手帳を提示)
じん臓機能障害者 等通院交通費給付 事業	身体	じん臓機能障害の身体障害者手帳を持ち、医療機関に通院して人工透析療法による医療を受けている者	人工透析療法等による医療を受けるために、医療機関への通院に要した交通費の一部を補助。但し、当該年度分市民税非課税の人。 (月額) 2Km～25Km 2,600円 25Km～75Km 3,200円 75km～ 5,200円
障害者運動会	共通	隔年実施	
障害者作品展	共通	隔年実施	
福祉パレード	知的	知的障害者親の会、特別支援学校、特別支援学級、施設、市等の関係者	知的障害者福祉月間に市民啓発を目的に、県下で同日(毎年9月)に実施。 【平成23年度】 大型店舗等で啓発品の配付
特別障害者手当	共通	著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の者。但し、社会福祉施設への入所中の者や病院に3か月を超えて入院している者は除く。	障害者本人及び扶養している人の前年の所得が一定限度額以上である場合は、手当での支給が停止される。 (月額) 26,340円…H23.4.1の額 ※3か月分まとめて2月、5月、8月、11月に支給

事業名	対象者と要件		事業内容
	対象	その他の要件	
障害児福祉手当	身体的	日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の者。但し、障害を支給事由とする給付を受けている者や社会福祉施設への入所中の者は除かれる。なお、特別児童扶養手当と併給できる。	障害者本人及び扶養している人の前年の所得が一定限度額以上である場合は、手当ての支給が停止される。 (月額) 14,330円…H23.4.1の額 ※3か月分まとめて2月、5月、8月、11月に支給
心身障害者扶養共済制度	共通	・知的障害児(者) ・身体障害児(者)(1～3級) ・精神障害児(者)(1～2級相当) に該当し、加入しようとする保護者の年齢が65歳未満で疾病や障害がなく健康な状態であること。また障害児(者)は将来独立自活困難な状態にあること。	加入者は掛金を納め(所得により掛金が減額又は免除になる)加入者が死亡又は重度の障害状態になった場合、障害児(者)に年金を支給
在宅重度障害者介護手当	身体的	一日を通し在宅で生活している重度知的障害児(者)(療育手帳「A1、A2、A重」)、重症心身障害児(者)の介護者で、その世帯が当該分の市町村民税均等割り以下の世帯で、県内に住所を有し、介護保険法によるサービスや自立支援法に基づく日中活動系サービスを受けていない人及び継続的労働に従事し、その対価を受けていない人、通所による福祉施設や学校等を利用していない人、未就学児。	年額60,000円、3月に支給する。
巡回相談事業	身体的	身体障害者(年4回)知的障害者(年2回)	
心身障害児(者)生活サポート事業	共通	介護する場所 ・心身障害児(者)が生活している家庭 ・登録介護者の家庭 ・心身障害児(者)を適切に介護することが可能な機能を有し、市長が適当と認められた場所	在宅の心身障害児(者)を介護している保護者が、一時的に家庭での介護が困難となった場合、市町村に登録している一定の資格を有する者に、その心身障害児(者)の介護を委託する。
サービスステーション事業	共通	介護の支援を行なう場所 ・県が指定した団体(サービスステーション)	在宅の心身障害児(者)を介護している保護者が、一時的に家庭での介護が困難となった場合、県が指定した団体(サービスステーション)において、介護の支援を行います。
重度身体障害者(児)住宅改造費給付事業	身体	1・2級の下肢・体幹機能障害、上肢機能障害(両上肢共に4級以上の障害を有する場合に限る)又は1級の視覚障害の身体障害者手帳を持っている者がいる世帯で、前年度分所得税額120,000円以下の世帯。	玄関・台所・浴室・トイレ等を改造するための費用を60万円を限度として、県と市町村でその5/6を補助する。(原則として1世帯1回のみ)なお、新築・増築については対象とならない。
心身障害児集団活動・訓練事業	心身障害児	特別支援学校等に通学する心身障害児	遊びや文化活動を通して集団活動、社会適応訓練・基礎的な育成指導を行う。

